

令和4年1月25日

関係各位

弘前労働基準監督署

弘前公共職業安定所



郵送・電子申請による届出・申請と電話によるご相談の積極的利用について

平素労働行政の運営に当たり格別なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今月27日から弘前市に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が適用されることになりましたが、当署所においては感染防止対策に万全を期した上で通常どおり窓口業務を行うこととしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できる限り来署・来所をお控えいただき、届出・申請につきましては郵送・電子申請を、ご相談等については電話相談をお勧めしているところです。

つきましては、会員事業場にその旨を周知いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

ご不便をおかけしますが、ご協力方よろしくお願いいたします。

電子申請は



イーガブで!!

＜e-Govについて＞ e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

電話番号：050-3786-2225

e-Gov ポータルへ お問い合わせ：<https://www.e-gov.go.jp/contact>

＜参考＞

- ・ e-Gov電子申請 <http://https://shinsei.e-gov.go.jp/>
- ・ 電子申請利用マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となります。令和2年4月から一部の申請について、無料で取得できるGBizIDによる申請も可能になりました。詳しくは、<https://g-biz.go.jp>をご参照ください。

【お問合せ先】

弘前労働基準監督署

電話 0172-33-6411

弘前公共職業安定所

電話 0172-38-8609